秩父地域森林経営管理推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町及び小鹿野町(以下「秩父地域」という。)の森林整備を促進し、秩父地域民有林の健全な状況を維持し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図るため、予算の範囲内において秩父地域森林経営管理推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、秩父地域に森林を所有する者又は秩父地域に森林を所有する者から森林整備の委託を 受けた者とする。

(補助対象森林)

- 第3条 補助金の交付の対象となる森林は、森林法(昭和26年法律第249号) 第5条第1項に規定する森林のうち、森林経営管理法(平成30年法律第35 号)第5条に規定する経営管理意向調査を計画した会長が別に定める区域に該 当する人工林であって、次の各号のいずれにも該当する森林とする。
 - (1)森林整備面積が0.1ヘクタール以上の森林
 - (2)過去5年以内に森林整備が行われていない森林 (補助対象等)
- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は別表 1、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は別表 2に定めるとおりとする。補助金の額は、会長が別途定める単価に、事業実施 数量を乗じた額とする。ただし、実行経費が補助金額を下回る場合は、実行経 費の額を補助金額とし、補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、そ の端数は切り捨てた額とする。
- 2 補助金の交付は、1人又は1団体につき1年度当たり1回を限度とする。 (補助金の交付申請)
- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の着手前に、秩父地域森林経営管理推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添付して、秩父地域森林林業活性化協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(交付決定等)

- 第6条 会長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは秩父地域森林経営管理推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金を交付すべきでないと認めたときは秩父地域森林経営管理推進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。
- 2 会長は、前項の規定による交付決定に当たり、補助金の交付の目的を達成する ため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更交付決定等)

- 第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、当該申請の重要な内容の変更、又は補助対象事業を中止しようとするときは、秩父地域森林経営管理推進事業補助金変更交付・中止承認申請書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは秩父地域森林経営管理推進事業補助金変更交付決定・中止承認通知書(様式第5号)により、適当でないと認めたときは秩父地域秩父地域森林経営管理推進事業補助金変更不交付決定・中止不承認通知書(様式第6号)により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して 30日を経過した日まで又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、 秩父地域森林経営管理推進事業補助金実績報告書(様式第7号)に必要書類を 添付して、会長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 会長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、現地調査により補助対象作業が適切に行われていることを確認し、速やかにその内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金額を確定し、秩父地域森林経営管理推進事業補助金確定通知書(様式第8号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに秩父地域森林経営管理推 進事業補助金請求書(様式第9号)を会長に提出しなければならない。 (補助金の概算払)

- 第11条 補助金の概算払を受ける必要がある補助決定者は、秩父地域森林経営管理推進事業補助金概算払請求書(様式第10号)に会長が必要と認める書類を添えて会長に請求しなければならない。
- 2 会長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の概算払 をすることが適当であると認めたときは、当該補助金決定額の範囲内において 補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第12条 会長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、 補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずること ができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

	補助対象事業				
事業名	事業概要				
間伐事業	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積であって、伐採率を概ね				
	30%を標準とするもの				
枝打ち事	林木の枝葉の除去であるもの。				
業					
森林作業	森林整備を目的とする埼玉県森林作業道作設指針に適合する作業				
道事業	道の開設、改良であるもの。ただし、森林整備面積1ヘクタール				
	当たり200メートルを限度とする。				

別表2 (第4条関係)

区分	内 容
資材費	事業を実施するのに必要な資材(燃料、消耗機材等
	を含む)に要する費用
労務費	事業を実施するのに必要な労務に要する費用。労務
	の算定については、会長が別に定める「補助事業等
	の実施に要する人件費の算定等の適正化について」
	によるものとする。
機械器具損料及び賃料	事業を実施するのに必要な機械器具損料及び賃料
運搬費	事業を実施するのに必要な機械器具等の運搬に要す
	る費用
仮設費	事業を実施するのに必要な仮施設の設置、撤去に要
	する費用
準備費	事業を実施するのに必要な準備及び後片付けに必要
	な費用
	(事業地の調査及び森林所有者の同意の取り付け等
	の事業を着手する上で、直接必要となる経費も含
	む。)
安全費	事業を実施する上で必要な安全対策等に要する費用
現場管理費	安全訓練等に要する費用、法定福利費(現場従業員
	及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、
	健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担

	額並びに建設業退職金共済制度又は林業退職金共済
	制度に基づく事業主負担額)、事務用品費(事務用消
	耗品)、通信交通費(通信費、交通費及び旅費)。
測量・設計費	事業を実施するのに必要な測量・設計に要する費用
委託費・請負費	事業の一部を委託又は請負による実施に要する費用
	※本経費の実行経費は契約金額とする。この場合、上記の経費
	を対象とする。また、補助対象事業を実施する者が課税対象
	事業者の場合は、契約金額から消費税相当額を減算する。

※その他加算できる間接費の内容については、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」(平成23年3月31日22林整整第857号林野庁森林整備部森林整備課長通知)によるものとする。

秩父地域森林経営管理推進事業補助金交付申請書

年 月 日

秩父地域森林林業活性化協議会会長 様

申請者 住 所 氏 名 印 電話番号 e-mail

秩父地域森林経営管理推進事業補助金の交付を受けたいので、秩父地域森林経営管理推進 事業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

1 補助対象内容及び補助対象経費

別紙1のとおり

- 2 交付申請額
- 3 収支予算

別紙2のとおり

※添付資料

- ・施工地、森林作業道を示した位置図 (1/5000 程度)
- 森林整備届出書

別紙1

1. 補助対象内容

				所在地					
整理番号	事業名	市町村名	大字	地番	林班	小班	樹種	林龄	事業量 (ha,m)
計	15-11-5								

[※]事業毎、施工地毎に記入

2. 補助対象経費の配分

=: 110-237-325-4-ESC-4-HD73								
			負担	区分				
整理番号	事業名	事業費(円)	補助金(円)	事業主体 負担金 (円)				
計								

2. 間伐事業明細

2. 间以事未吩构							
	施業面積 (A)	搬出の	間伐方法	平均胸高 直径	1ha当たり 搬出見込 材積	補助金単 価(B)	補助金額 (C)=A×B
整理番号	香号 構造の 有無 (ha)		(定性、列 状)	(22cm未 満、22cm 以上)	(40m³以 上~60m³ 未満等)	(円)	(円)
計		_	-	_	-	-	

[※]面積は小数第2位まで記入

3. 枝打ち事業明細

整理番号	ha当たり 枝打ち本 数	枝打ち前 の枝下高	枝打ち後 の枝下高	補助金単 価(B)	補助金額 (C)=A× B
計					

4. 作業道事業明細

整理番号	開設·改 良	事業量 (A)	幅員(m)	1m当たり 単価(B)	補助金額 (C)=A×B
計					

別紙2

収支予算

(1)収入の部

(1 / 1 / N / C / D D			
区分	予算額(円)	積算の基礎	備考
A - I			
合計			

(2)支出の部

区分	予算額(円)	積算の基礎	備考
合計			

秩父地域森林林業活性化協議会会長 印

秩父地域森林経営管理推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった秩父地域森林経営管理推進事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、秩父地域森林経営管理推進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

- 1 交付決定額
- 2 交付の条件

秩父地域森林林業活性化協議会会長 印

秩父地域森林経営管理推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった秩父地域森林経営管理推進事業補助金については、次のとおり交付しないことに決定したので、秩父地域森林経営管理推進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

- 1 不交付決定額
- 2 不交付の理由

秩父地域森林経営管理推進事業補助金変更交付 • 中止承認申請書

年 月 日

秩父地域森林林業活性化協議会会長 様

 申請者 住 所
 氏 名
 印

 電話番号
 印

年 月 日付けで交付決定を受けた秩父地域森林経営管理推進事業補助金について、(申請内容の変更・事業の中止)をしたいので、秩父地域森林経営管理推進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 補助対象内容、補助対象経費及び収支予算(変更後)

別紙1、別紙2のとおり

- 2 変更又は中止の理由
- 注意 別紙1及び2は、補助金交付が決定された事業内容及び経費の配分並びに変更後の事業内容及び経費の配分を容易に比較対照できるよう該当事業ごとに様式第1号の別紙1及び別紙2に準じ、二段書きにすること。

秩父地域森林林業活性化協議会会長 印

秩父地域森林経営管理推進事業補助金変更交付決定・中止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった秩父地域森林経営管理推進事業補助金に係る(申請内容の変更・事業の中止)については、次のとおり(変更交付決定・承認)することとしたので、秩父地域森林経営管理推進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

- 1 補助対象内容(変更後)
- 2 交付決定額(変更後)

秩父地域森林林業活性化協議会会長 印

秩父地域森林経営管理推進事業補助金変更・中止不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった秩父地域森林経営管理推進事業補助金に係る(申請内容の変更・事業の中止)については、次のとおり(変更交付・承認)しないこととしたので、秩父地域森林経営管理推進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 不交付・不承認の理由

秩父地域森林経営管理推進事業補助金実績報告書

年 月 日

秩父地域森林林業活性化協議会会長 様

 報告者
 住
 所

 氏
 名
 印

 電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けた秩父地域森林経営管理推進事業補助金について、補助対象事業が完了したので、秩父地域森林経営管理推進事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり報告します。

1 補助対象内容及び補助対象経費(実績) 別紙3、別紙4のとおり

※ 添付書類

- (1) 事業完了後の写真
- (2) 実測図及び測量野帳

秩父地域森林林業活性化協議会会長 印

秩父地域森林経営管理推進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった秩父地域森林経営管理推進事業補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、秩父地域森林経営管理推進事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助金交付確定額

秩父地域森林経営管理推進事業補助金請求書

年 月 日

秩父地域森林林業活性化協議会会長 様

 請求者
 住
 所

 氏
 名
 印

 電話番号

年 月 日付けで額の確定があった秩父地域森林経営管理推進事業補助金について、秩父地域森林経営管理推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金請求額

2 振込先

金	融格	幾 関	名			支店名
フ	IJ	ガ	ナ			
П	座	名	義			
種			別	当座 ・ 普通	口座番	号

秩父地域森林経営管理推進事業補助金概算払請求書

年 月 日

秩父地域森林林業活性化協議会会長 様

 請求者
 住
 所

 氏
 名
 印

 電話番号

年 月 日付けで交付決定があった秩父地域森林経営管理推進事業補助金について、秩父地域森林経営管理推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり概算払の請求をします。

1 補助金請求額

2 内訳

補助金決定額	今回請求額	残額

3 概算払いの請求の理由

4 振込先

金	融格	幾 関	名						支	定店 名		
フ	IJ	ガ	ナ									
П	座	名	義									
種			別	当座 • 育	 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	П	座	番	号			